平成２４年（フ）第６８８号
神戸市垂水区塩屋町６丁目25番28号
債務者　北村　愛子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７４９号
神戸市垂水区青山台３丁目６番11号
債務者　竹中　則子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３４３号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目６番１―203号、前住所兵庫県尼崎市西川２丁目25番２号第２若草ハイツ405
債務者　長屋　淳子（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１５号
鳥取県米子市陽田町68番地１
債務者　名越佐智子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第５６０号
広島県東広島市西条町西条東912番地　サンフラワーA103号
債務者　山川潤一郎
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６５号
広島市安佐北区小河原町133番地２　D101
債務者　金矢　直樹
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８８号
広島市中区吉島西２丁目５番３号
債務者　竹田　知己
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８９号
広島市中区吉島町11番15―402号
債務者　竹田　成昭
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９０号
広島市中区吉島町11番15―402号
債務者　竹田千恵子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９号
長崎県南島原市北有馬町甲1424番地33
債務者　近藤　正一
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
大分県由布市湯布院町川上3711番地２
債務者　松尾　孝子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
宮城県大崎市古川江合錦町３丁目３番26号コーポ８Ａ棟202号、従前の住所宮城県大崎市古川北稲葉２丁目４番14号
債務者　眉見　博史
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
福島市鳥谷野字舘７番地
債務者　菅野　克巳
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１７号
福島県相馬市中村字泉町12番地の１
債務者　千田　龍朗
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１８号
福島県相馬市中村字泉町12番地の１
債務者　千田登紀子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第１１３号
福島県郡山市菜根３丁目21番10号　郡山ハイツ311号
債務者　七海　智勝
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
群馬県桐生市新宿３丁目11番19号
債務者　嘉藤メリロス，アングロ
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４１号
福井県敦賀市公文名41号12番地の６
債務者　柴田登志子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部